

川崎町がんばろう事業者支援金

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広くお使いいただける支援金を給付するものです。

この支援金は、国の「持続化給付金」及び県の「福岡県持続化緊急支援金」の対象とならない事業者に対して、1回限り給付するものです。

給付額

1事業者(法人及び個人事業者)に**10万円** ※給付は、1回限りとなります。

申請要件および申請方法

申請要件

- ・事業主が川崎町民であり、事業用の店舗を有していること
- ・2019年12月までに開業し、今後も事業を継続する意思があること
- ・2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上30%未満減少した月があること。
- ・国の「持続化給付金」及び県の「福岡県持続化緊急支援金」を申請していないこと。
※ 別記「誓約事項」で掲げる項目に誓約していただく必要があります。
※ 申請時点において、対象期間のうち、ひと月の売上が前年同月比30%以上減少している月がある場合は、給付対象とはなりません。

申請方法

- ・申請期間:令和2年6月1日(月)~7月31日(金) *当日消印有効
- ・申請場所:豊前川崎商工会議所へ郵送、又は川崎町役場 商工観光課へ持参
- ・問合せ:豊前川崎商工会議所 〒827-0003 川崎町大字川崎351-10 TEL73-2238
川崎町役場 商工観光課 TEL72-3000 内線 225・226

対象者

- ・中堅・中小法人、個人事業者、会社以外の法人
※ 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。
※ 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
※ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は対象外。